

奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十号

奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年十月奈良県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「から第八条まで」を、「第六条の二、第七条、第八条」に改め、同項の表第十二条の項を次のように改める。

第十二条第一項	
利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
及び	並びに

第十三条第一項の表第二十条第一項の項中「（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同表第五十一条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長」に改め、同条第二項中「同条中」を「同条第一項中」に改め、「社会福祉施設等」と、「」の下に「同条第二項中」を、「便所」と、「」の下に「「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」を加える。附則第八条中「前二条」を「前三条」に、「又は知事」を「知事」に、「をもって」を「又は看護師等をもって」に、「並びに知事」を「知事」に、「の総数」を「並びに看護師等の総数」に改め、同条を附則第九条とし、附則第七条の次に次の一条を加える。

**第八条** 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第五条第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。